

支援者が虐待をしないためにぽぽんがぽんで取り組むことや約束

1. 虐待って何？

●虐待とは、「いやだな～」「やめてほしいな～」と感じることをされたり、させられたりすることです。または、周りの人から見て「いやそうだな」「やめてもらったほうがいいな」と思うことをされたり、させられたりしていることも虐待と言われます。

●虐待には5つの種類があります。

むずかしい表現	かんたんな表現
身体的虐待	叩かれたり、つねられたりなど、痛いことをされたり、動けないようにされたりすることなど。
性的虐待	体のさわってほしくないところをさわられたり、見せたくないところを見られたり、または見せられたりすることなど。
心理的虐待	気持ちが傷つくようなことを言われたり、怖くなるような言い方をされたりすることなど。
放棄・放置(ネグレクト)	無視されたり、してほしいことをしてくれなかったり、ほったらかしにされたりすることなど。
経済的虐待	自分のお給料や年金、工賃などを使わせてもらえなかったり、勝手に他の人に使われたりすることなど。

※『社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会』さんが作った資料を参考にしてください。

http://zen-iku.jp/wp-content/uploads/2016/05/02gyakutai_panf_web.pdf



●虐待は誰にされるかもしれないの？



※この指針(ぽぽんがぽんが取り組むことや約束すること)では『支援者』についてのことを書いています。

2. 虐待防止委員会をつくります

●虐待が起らないようにするために年に2回以上、法人の責任者や事業所の担当者や関わっている人たちで話し合います。



●どんなことを話し合うの？

- ①虐待が起きたり、相談があったときに使う記録用紙を作ります。
- ②職員等から相談などがあった場合の報告を受けます。
- ③報告のあった内容について、種類ごとに分けたり、なぜ起こってしまったのか考えます。
- ④同じことが起らないようにするにはどうしたらいいか考えます。
- ⑤虐待が起きやすい環境になっていないかどうか確認します。
- ⑥委員会で話したり考えた内容を支援者にも伝えます。
- ⑦同じことが起らないようにするために考えたことが、うまくいっているか確認します。



3. 職員も学びます



法人全体で…

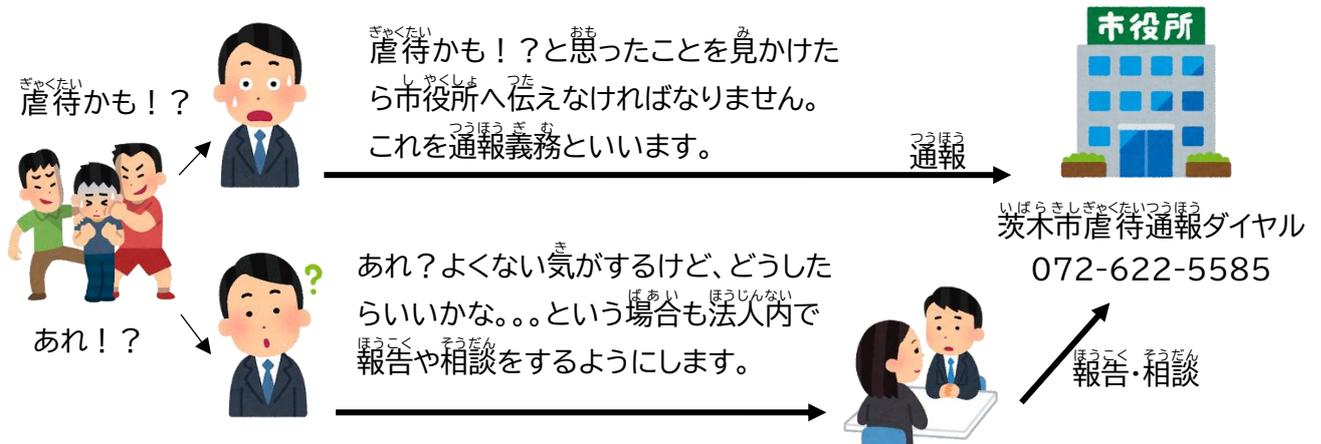
法律のことや、国や市からのお知らせを一緒に確認したり、他の法人などの取り組みなどを一緒に学びます。



それぞれの事業所で…

実際の支援のことや、利用者さんのことについて、具体的な勉強会をしたり、支援者同士で話し合います。

4. 通報と相談と報告



5. 虐待が起きてしまったら

「虐待かも?!」と思われることが起こった場合は

- ・利用者さんの安全を守るため、虐待をしたかもしれない支援者に支援から離れてもらいます。
- ・利用者さんやご家族に状況などを説明します。
- ・詳しい状況を知るために、利用者さんや他のスタッフなどから話を聞かせてもらいます。
- ・話を聞かせてもらう場合、話しやすい担当者が担当するようにします。例えば、同性にするなど。
- ・虐待かどうかは市役所に判断してもらいます。
- ・理事会や虐待防止委員会にも報告します。



6. 指針を見てもらえるために

●この取り組みなどをちゃんと伝えるためにすること

- ・障害者虐待防止のための指針のわかりやすい版(この資料)を作成します。
- ・指針などの資料は、事業所で見る事が出来るように置いておきます。
- ・どこに相談したらよいか分かりやすいポスターを作成して貼ったり配ったりします。
- ・ホームページにも載せて、パソコンやスマートフォンなどからも見てもらえるようにします。



最後に

この指針は、令和4年(2022年)4月から使います。

この指針を修正・変更する場合は、理事長に確認し、理事会に報告します。